

○財務省告示第三百七十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十一月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百三

十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

る法律（平成二十四年法律第百

一号）第二条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ 入札発競争

ハ 入札発競争

ロ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

ハ 入札発競争

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる
札であつて、財務大臣が各国債
市場で特別参加者ごとに発行（以
下「国債市場特別参加者・第 I
非価格競争入札発行」という。）

も申込みのうちの応募額を順次割り
当てる。その応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てて、各申込みの応募額を
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

イ 入札発競争

額、金額で二兆二千二百十億
円、財政支出の総額に
定むるべき発行した利付国債の規
定に基き、七千七百五十万圓、
ついで七千七百五十万圓、
七千七百五十万圓、
営に必要なる財源の確保を図るた
めの公債の発行の特例に関する
法律第二十一条の規定に基づ

十四 初期利子

住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができ
平成二十七年三月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成三十六年九月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十六年十一月七日